

じん肺・アスベスト被害根絶を求める意見書

じん肺は、最古にして最大の職業病である。じん肺法が制定された1960（昭和35）年から54年、半世紀以上が経過した現在もなお、毎年新たに500名前後の労働者（退職者を含む）が療養に専念しなければならない最重症のじん肺と認定されている。厚生労働省の統計によれば、2013（平成25）年度においても、3,363人のじん肺有所見者が認定され、新たに最重症じん肺患者と認定された人は334人に達している。

アスベスト粉じんによる被害も、造船、建設現場等を初めとする労働現場や環境問題として深刻である。2013（平成25）年度における石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、石綿肺）による労災認定者数は1,085人となっており、今や石綿関連疾患がじん肺を抜いて最大の職業病となっている。アスベストは、じん肺のほか、肺がんや中皮腫などの原因物質であり、職業病だけでなく家族や付近住民など広く一般国民にも被害が及ぶため、大きな社会問題となっており、アスベスト粉じん対策の徹底と被害者の早期救済が極めて重要な課題である。

これまでの数多くのじん肺訴訟において、企業の責任は明確になっている。じん肺やアスベスト被害の根絶には、企業が責任を認め予防を約束することのほか、国や地方自治体が施策の改善を図ることが極めて重要である。

2004年4月に出された筑豊じん肺訴訟の最高裁判決は、国のじん肺責任を明確に認め、続いて出されたトンネル根絶訴訟の各判決でも、国の責任を明確に認めている。これらを受け、トンネルじん肺については粉じん則の改正、積算基準の改定などが、石綿じん肺については鉱山保安法施行規則が改正された。また平成26年10月9日、大阪泉南アスベスト国賠訴訟（第1陣、第2陣）は、国に規制権限の不行使の違法があったことを認める判決が最高裁で言い渡されている。

ILO・WHOは、「2015年までにじん肺を著しく減らし、2030年までには根絶させるべきである。そのために各国政府はじん肺根絶計画を策定するべきである」と表明している。日本も、じん肺根絶のための抜本的な制度改革に取り組むことが強く求められている。

よって、国におかれては、一日も早いじん肺・アスベスト被害の根絶のため、以下の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 公共工事によってじん肺を発生させないため、発注工事について、じん肺防止の監督を十分にし、発注者としてとるべきじん肺防止対策を尽くすこと。

- (1) トンネル建設労働者の就労などを一元的に管理し、じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」の創設を国及びゼネコンの責任において創設すること。
 - (2) じん肺防止のために粉じん作業時間を縮減する目的で改正されたトンネル建設に係る工事費積算基準の改正趣旨を受注者に指導徹底し、かつ、入札においては8時間労働で積算されている場合においても、発注に対して工事仕様書の特記事項に1日8時間労働を明記すること等によって、8時間労働を実現すること。
- 2 アスベスト使用建物の解体、修理、廃棄物処理を初め、徹底したアスベスト粉じん対策をとること、及び関係業界、業者に対する十分な監督、指導をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年12月17日

小松島市議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
財務大臣	厚生労働大臣	経済産業大臣